

## 事業実施協定書（案）

若草集会所更新プロジェクト（以下「本事業」という。）に関して、広島市（以下「市」という。）と●●●●●株式会社（以下「代表企業」という。）、●●●●●株式会社、●●●●●株式会社、●●●●●株式会社（以下、総称して「参加企業」という。）（代表企業及び参加企業を総称して「事業者グループ」という。）との間で、以下の通り事業実施協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関して、市と事業者グループが円滑に本事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業計画書 事業者グループが、定期借地権設定契約覚書（以下「覚書」という。）の締結までに、第8条の規定に基づき作成し、市の承認を得た計画書（第16条の規定に基づく協議により変更された後の事業計画書を含む。）をいう。
- (2) 定期借地権設定契約 市と代表企業との間で締結される定期借地権設定契約公正証書及び覚書（その後の変更を含む。）をいう。
- (3) 定期建物賃貸借契約 本件施設の所有者と市との間で締結される定期建物賃貸借契約をいう。
- (4) 提案書 本事業の公募型プロポーザルにおいて事業者グループが提出した提案書をいう。
- (5) 提示条件 本事業の公募型プロポーザル実施にあたって市が提示した条件をいう。
- (6) 募集要項 本事業の公募型プロポーザルにおける若草集会所更新プロジェクト募集要項をいう。
- (7) 本件施設 本事業として事業者グループが整備する民間複合ビルをいう。
- (8) 本件地区 本件土地及び本件土地の周辺地区をいう。
- (9) 本件土地 別紙1記載の土地をいう。

2 前項に規定するもののほか、本協定において使用する用語は、募集要項において使用する用語の例による。

### （本協定の目的）

第3条 本協定は、市が本件土地を代表企業に賃貸し、事業者グループが本件土地で本事業を行うことで本件地区が有効活用されるとともに、代表企業が本件施設の一部を市に賃貸し、市がこれを若草集会所運営委員会（以下「委員会」という。）に無償で貸し付ける

ことで、市の財政負担を最小限としつつ、本件地区のコミュニティが維持・活性化されるような活動の場を確保することを目的として、市と事業者グループ間で締結されるものである。本協定、定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約の各規定は、本協定の目的に従って解釈される。

(義務)

- 第4条 市及び事業者グループは、定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、最善の努力をする。
- 2 事業者グループは、提示条件を遵守のうえ、提案書を作成したことを確認し、それを尊重して本事業を行う。事業者グループは、独立採算事業として、自らの責任と費用において、法令を遵守して本事業を行う。
  - 3 事業者グループは、若草集会所更新プロジェクトに係るプロジェクト事業者の公募・選定事業公募型プロポーザル選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び市の要望事項を尊重するものとする。
  - 4 事業者グループは、本協定に基づく本事業について、相互に協力・連携して実施する義務を負うものとする。また、第5条第1項に規定する業務を担当する参加企業による当該業務の履行が困難となった又はそのおそれが生じた場合は、代表企業は、当該業務の履行及び本事業の継続的かつ適切な運営を確保するために必要な一切の措置（当該業務の履行が困難となった参加企業に代わる者を探索し、次項の規定に基づき当該者を変更することを含むが、これに限られないものとし、以下「履行確保措置」という。）をとるよう努力する義務を負う。
  - 5 代表企業は、履行確保措置として、当該業務の履行が困難となった又はそのおそれが生じた参加企業に代えて、募集要項に規定する「第3の1 応募者が備えるべき参加要件」を満たす新たな企業を探索することができ、市が認めた場合は、新たな企業を参加企業として変更することができる。また、事業者グループは、市の指示に従って、当該変更のために必要な手続き（当該変更に係る合意書の締結を含む。）を履践し、当該変更に協力する。

(業務の担当)

- 第5条 事業者グループは、本事業に関し、それぞれ、別紙2に定める業務を担当する。<sup>1</sup>
- 2 代表企業【社名を記載】が、本件土地を賃借する。
  - 3 代表企業【社名を記載】が、本件施設を所有する<sup>1</sup>。
  - 4 参加企業【社名を記載】が、本件施設を管理する<sup>1</sup>。
  - 5 本件施設の整備（設計・建設）及び維持管理に対する業務の具体的な内容については、定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約の締結までに市と誠実に協議の上、定めるも

---

<sup>1</sup> 本条は、別紙2に基づいて事業者グループの実際の事業実施体制に応じ、修正します。

のとする。

- 6 事業者グループは、本事業に関し、第1項において代表企業及び参加企業が担当すると定めた業務以外の業務について、自ら行い又は第三者に行わせることができる。
- 7 事業者グループは、自らが担当する業務の一部を自らの責任及び費用で第三者に委託することができるものとする（以下、この項の規定に基づく委託先を「受託者」という。）。
- 8 事業者グループは、本事業に関する業務を第三者に委託する場合、受託者に第22条に定める表明・保証及び誓約させる。
- 9 事業者グループは、第1項に定める各業務の開始前までに、事業者グループ間の契約を締結し、締結後速やかに、当該契約書の写しを市に提出するものとする。また、事業者グループは、第6項又は第7項の規定に基づき事業者グループ間の契約又は委託契約（ただし、本項第一文に基づき写しを提出済みの契約を除く。）を締結した場合には、締結後速やかに、当該契約書の写しを市に提出する。ただし、市と事業者グループ間の協議により提出を不要とした委託契約についてはこの限りではない。

#### （有効期間）

第6条 市と代表企業が締結する定期借地権設定契約が、解除その他の事由の如何を問わず終了した場合、本協定は、終了するものとする。ただし、定期借地権設定契約が終了する場合であって、事業計画書に基づく本件施設に係る事業を継続するために市と代表企業の間で当該事業に係る新たな定期借地権設定契約が締結される場合には、本協定の有効期間は、新たな定期借地権設定契約の範囲内において、当該契約が終了する日まで延長されるものとし、その後も同様とする。

#### （定期借地権設定契約の締結）

第7条 市は、本件土地について代表企業との間で定期借地権設定契約を公正証書によつて締結することにより、本件土地を代表企業に賃貸する。

2 市及び代表企業は、前項の定期借地権設定契約を締結するため、その内容とする事項について、令和6年●月末日までに覚書を締結するものとする。覚書を締結後は、速やかに、公正証書による定期借地権設定契約を締結するものとする。

#### （事業計画書）

第8条 事業者グループは、覚書の締結までに提案書に基づき、土地利用計画、施設計画、施設の供用開始までのスケジュール（着工予定日、竣工予定日、供用開始予定日の明示を含む）、工事期間中の環境対策、本事業で実施する事業内容、本件施設において実施する整備及び管理の内容、地域への貢献として実施する内容、資金計画、事業収支計画等を定めた事業計画書を作成し、市の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の内容と提案書の内容が異なる場合には、当該異なる部分について市の承認を受けなければならない

らない。

- 2 事業者グループは、定期借地権設定契約に基づき本件土地の引渡しを受けてから速やかに本件土地上の既存施設を解体し、本件土地上に、事業計画書に記載の施設計画に従つて、本件施設の建設を行わなければならない。
- 3 事業者グループは、事業計画書に記載の事業計画（以下「事業計画」という。）に従つて、本事業を実施する。
- 4 事業者グループは、事業計画書を変更する場合、事前に市の承認を得なければならない。

（事業者グループの遵守事項）

第9条 本協定の有効期間中、事業者グループは、以下の各号に掲げる内容を遵守する。

- (1) 事業計画書の記載に従つて、十分な環境対策を行い、本件地区の良好な環境維持に協力すること。
- (2) 本件地区のコミュニティが維持・活性化されるような活動の場を確保すること。
- (3) 事業者グループは市及び委員会と協議した上で、本件施設の管理規約を作成し、本件施設のテナント利用者と、本件施設内に整備される集会所の利用者が統一的な利用のルールにより本件施設を利用できるようにすること。

（設計の変更）

第10条 市は、設計変更の必要があると認めるときは、事業者グループに対して、提案書の範囲を逸脱しない限度で、本件施設の設計の変更を求めることができる。事業者グループは、かかる要請を受けた日から14日以内に、市に対して、かかる設計の変更に伴い発生する費用又は損害、及び工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告するものとする。市は、かかる報告を踏まえて当該変更の当否を決定した上で、事業者グループに対して通知するものとし、事業者グループは、通知されたところに従うものとする。

- 2 前項の規定により、本件施設に係る設計の変更が行われ、当該変更により市又は事業者グループに追加費用又は損害が発生した場合の措置は、以下の各号に定めるところに従うものとする。
  - (1) 市の要望に基づく集会所以外の設計変更を行う場合、市が当該追加費用又は損害を負担する。
  - (2) 当該変更が事業者グループの責めに帰すべき事由による場合、事業者グループが当該追加費用又は損害を負担する。
  - (3) 当該変更が法令変更又は不可抗力による場合、第21条の規定に従う。

（市による提示資料等）

第11条 事業者グループは、市が本事業に関して提供した資料と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めるものとし、市及び事業者グル

ープは、その対応につき協議する。

(完工報告等)

第12条 事業者グループは、本件施設の完成後速やかに、自己の責任及び費用負担において、集会所含む本件施設の完工検査を行う。事業者グループは、市に対して、かかる完工検査を行う14日前までに、完工検査を行う旨及びその予定日（市の開庁日であることを要する。）を通知するものとする。

2 市は、完工検査に立ち会うことができ、集会所含む本件施設が、事業計画書に従って整備されていないと認めるときは、改善勧告を行うことができる。事業者グループは、改善に係る費用を全て負担する。

(調査)

第13条 市は、事業計画の遂行のため必要と認めるときは、事業者グループに対して、事業計画に関する報告又は資料の提出を求めることができ、事業者グループはこれに協力する。

2 市は、本件土地又は本件施設に立ち入り、事業者グループの代表企業及び参加企業の代表者、役員又は使用人その他の従業者に対して質問することができ、事業者グループはこれに協力する。

(近隣対策)

第14条 事業者グループは、本件土地上の既存施設の解体、本件土地の調査、本件施設の新築工事及び本件施設の運営に関して、誠意をもって近隣住民への周知、説明等を行い、紛争等が生じた場合も事業者グループの責任と負担において対応するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本事業の実施（市有地を活用し、市が事業者グループに本件土地を貸し付けて民間による事業を実施させることそのものを意味する。）に対する住民反対運動、訴訟又は要望については、市が対応するものとする。また、かかる住民反対運動、訴訟又は要望に直接起因する費用及び損害は、協議の上、市がこれを負担する。

(施設建設に起因する周辺影響への対策)

第15条 本件施設を建設したことに起因する周辺への影響（電波障害、風害、悪臭、日影、騒音、景観、交通渋滞等）が生じた場合、事業者グループが、その責任と費用において対応するものとする。

(事業計画書の変更)

第16条 市及び事業者グループは、社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、事業計画書の内容を変更する必要があると合理的に判断する場合には、協議の上、双方の合意に

に基づき事業計画書の内容を変更することができる。

2 市及び事業者グループは、前項に定める協議を希望する場合には、相手方に対して書面による協議実施の申入れを行うものとし、当該相手方は、かかる申入れに応じるものとする。

(解除)

第17条 第6条にかかわらず、以下の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、市は、直ちに、本協定の全部又は一部を解除することができる（なお、市は、本条に基づき、その裁量により、参加企業の全部又は一部との関係においてのみ本協定を解除することができる。）。

- (1) 事業者グループが、事業計画書に基づいた事業を実施せず、市がその是正を求めたにもかかわらず市が定める期間内に改善されないとき。
- (2) 事業者グループの各代表者、役員又は使用人その他の従業者において、本協定に違反する行為があり、市が事業者グループに対して是正を求めたにもかかわらず市が定める期間内に当該違反状態が是正されないとき。
- (3) 第22条に基づく表明及び保証が正確若しくは真実でなく、又は事業者グループが同条に基づく誓約事項に違反したとき。
- (4) 事業者グループの責めに帰すべき事由により、市と事業者グループ間の信頼関係が失われた場合その他本協定を継続しがたい重大な事由が生じたとき。
- (5) 事業者グループが、事業計画書に定める日までに本件土地上の既存施設の解体工事を着工しないとき（不可抗力、法令変更又は市の責めに帰すべき事由により着工できないことが社会通念上やむを得ないと認められる場合を除く。）。
- (6) 前各号に定めるほか、事業者グループが本協定の規定に違反し、市の催告にもかかわらず市が定める期間内に当該違反状態が是正されないとき。

(違約金)

第18条 第6条に基づき本協定が終了した場合（ただし、代表企業の責めに帰すべき事由によって終了した場合に限る。）又は第17条各号に基づき本協定が解除された場合は、代表企業は、違約金として、本件土地の貸付料（定期借地権設定契約の締結後においては、本協定の終了した時点における貸付料とする。）の1年分に相当する金額（千円未満の端数は切捨てとする。）を市に支払うこととする。ただし、定期借地権設定契約の違約金に関する規定に基づき違約金が市に支払われた場合は、当該支払額の範囲で本項における違約金は重ねて支払う必要はないものとする。

(損害賠償)

第19条 (i) 代表企業又は参加企業が本協定の規定に違反した場合、(ii) 代表企業の責め

に帰すべき事由により第6条に基づき本協定が終了した場合又は(iii)第17条各号に定める事由によって本協定の全部若しくは一部が解除された場合には、市は、前条に定める違約金とは別に、(i)から(iii)に該当する代表企業又は参加企業に対して、市が被った損害のうち、本協定又は定期借地権設定契約の定めに従い市に支払われた違約金を超える部分の賠償を請求することができる。

(権利又は地位の譲渡等)

第20条 事業者グループは、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本協定、定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約に基づく権利、義務及び契約上の地位の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、貸付け又は第三者のための担保権の設定その他の処分をすることはできない。事業者グループは、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本件施設を第三者に対して譲渡又は第三者のための担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(法令変更及び不可抗力に対する措置)

第21条 事業者グループは、法令変更又は不可抗力により本協定に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに市に通知しなければならない。この場合において、通知を行った事業者グループは、通知を発した日以降、合理的に履行ができないと認められる範囲で事業計画書に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、事業者グループは不可抗力により市に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市及び事業者グループは、前項に定める通知を発した日以後、本事業の継続の可否について協議するものとする。
- 3 法令変更又は不可抗力により本協定の有効期間中に発生した本件施設に関する追加費用及び損害額については、本件土地に関するものを除き（これについては定期借地権設定契約で定めるものとする）、事業者グループが負担するものとする。

(反社会的勢力ではないこと等の表明・保証及び誓約)

第22条 事業者グループは、本協定締結日において、募集要項に定める「第3の1 応募者が備えるべき参加要件」を全て満たしていること及び暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義するとおり。以下同じ。）等反社会的勢力との関係ないし関与の事実に該当しないことを表明し、保証し、かつ、将来にわたっても応募資格要件を全て満たし、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実がないことを維持し、受託者をして維持させることを誓約する。なお、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実には、次の各号に掲げる場合を含むがこれらに限られないものとする。

- (1) 事業者グループの関係者が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者である。なお、事業者グループの関係者は、代表企業、参加企業、それらの役員若しくはこれに準ずる者、代表企業又は参加企業の関連会社、その役員若しくはこれに準ずる者を含むものとする（以下本条において同じ）。
  - (2) 暴力団等反社会的勢力が事業者グループの関係者の経営に関与している。
  - (3) 事業者グループの関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持又は運営に協力又は関与している。
  - (4) 事業者グループの関係者が暴力団等反社会的勢力とともに社会的に批判を受ける事業を営んでいる。
- 2 事業者グループは、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わず、また、受託者をして行わせないことを誓約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて市の信用を毀損し、又は市の業務を妨害する行為
  - (5) 本件土地又は本件施設を、定期借地権設定契約で禁止された用途に供する行為
  - (6) その他上記(1)から(5)に準ずる行為
- 3 市は、代表企業、参加企業又はこれらの企業からの受託者（以下本項において「代表企業等」という。）に係る第1項に基づく表明及び保証が真実若しくは正確でないことが判明した場合又は代表企業等につき第1項若しくは前項に定める誓約の違反が判明した場合には、定期借地権設定契約及び定期建物賃貸借契約を解除することができる。

（秘密保持）

- 第23条 市及び事業者グループは、本協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業の終了後も同様とする。
- 2 市及び事業者グループは、相手方から受領した秘密情報は責任をもって管理し、相手方の事前の書面による承諾なく、本協定の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、また第三者に開示してはならない。
  - 3 次の情報は、秘密情報に含まれないものとする。
    - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
    - (2) 相手方から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報
    - (3) 相手方から開示された後に市及び事業者グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
    - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情

## 報

- (5) 市及び事業者グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、市及び事業者グループは、次に掲げる場合は、相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者グループの権利が著しく損なわれると認められるような事業者グループの営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、本項第2号、第3号を除き、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に対する職務に関する開示する場合
  - (2) 法令、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。その後の改正を含む。）の規定に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 市が本事業を、構成企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合の当該第三者に開示する場合
  - (5) 市が本事業に関して広島市議会及び広島市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合
- 5 事業者グループは、本協定の履行に際し、個人情報を扱う場合にあっては、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 本協定に関する訴えに係る専属的合意管轄裁判所を広島地方裁判所とする。

(解釈及び適用)

第25条 本協定、定期借地権設定契約、定期建物賃貸借契約、募集要項及び事業計画書相互間に矛盾又は齟齬がある場合、定期借地権設定契約、定期建物賃貸借契約、本協定、事業計画書、募集要項の順に優先して適用される。

2 本協定に規定のない事項、本協定の諸条項又は本協定に基づく権利義務に関し疑義を生じた場合、市及び事業者グループは、誠意をもって協議する。

以上、本協定の成立を証するため、本協定の正本を●通作成し、市、代表企業及び参加企業がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

市

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市

代表者 広島市長 松井一實

事業者グループ

代表企業

所在地

社名

代表者

参加企業 1

所在地

社名

代表者

参加企業 2

所在地

社名

代表者

参加企業 3

所在地

社名

代表者

参加企業 4

所在地

社名

代表者

別紙 1

(本件土地の表示)

所在地：広島県広島市東区若草町 1617 番 1

## 担当業務の表示

商号・名称		担当業務	本事業における立場
1			【代表企業】
2			【参加企業】
3			【参加企業】
4			【参加企業】
5			【参加企業】
6			【参加企業】
7			【参加企業】
8			【参加企業】
9			【参加企業】

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本協定に定める本事業を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、本事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (従事者の監督)

第3 乙は、本事業に従事している者に対し、本事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (取得の制限)

第4 乙は、本事業を行うために個人情報を取得するときは、本事業の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は書面による承諾があるときを除き、本事業に関して知り得た個人情報を本事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 乙は、本事業を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の書面による承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の書面による承諾を得て本事業の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

### (再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

### (再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする本事業における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第 10 乙は、本事業に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での本事業の禁止等)

第 11 乙は、本事業の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本事業を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 12 乙は、甲の指示又は書面による承諾があるときを除き、本事業を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第 13 乙は、本事業を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を本協定の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本事業を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、本事業に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、本協定を解除することができる。

(損害賠償)

第17 本事業の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

注1 「甲」は市を、「乙」は事業者グループを指す。